

平川市入札参加資格審査申請（中間審査）の手引き

－市内建設工事業者（土木一式・建築一式）対象－

1. 中間審査の対象者

令和7・8年度有資格者名簿に登録されている市内建設工事業者で、土木一式又は建築一式工事を希望する者。

※令和7・8年度の有資格者名簿に登録されておらず、新規に登録を希望する場合は、随時審査により申請の手続きをしてください。

2. 提出方法、受付期間及び受付時間

（1）提出方法

- ①クリップで書類をまとめた状態で提出してください。
- ②持参又は郵送で提出してください。

（2）受付期間

令和7年11月1日から令和7年11月30日まで（土日祝除く）

（3）窓口受付時間

午前8時15分から午後5時まで

3. 中間審査認定後の入札参加資格の有効期間

中間審査の結果による入札参加資格の有効期間は、

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4. 申請書の提出及び問い合わせ先

〒036-0104

青森県平川市柏木町藤山 25-6

平川市役所財政部財政課管財係

電 話 0172-44-1111(内線 1555)

0172-55-5734(直通)

5. 提出書類

提出する書類は次のとおりです。

※様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。市様式書類以外は、要件を満たしていれば他の様式でも構いません。

(https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/keiyaku/simeinegai_tyuukan.html)

※申請書類の基準日は、申請日現在とします。

①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

- ・コピーでの提出可。
- ・申請日において有効な審査基準日の通知書であること。（有効期限は、審査基準日から1年7か月）

②社会保険等の加入を確認できる書類の写し又は社会保険等の運用を受けないことの申立書（必要がある業者のみ）

・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、社会保険等（健康保険・厚生年金保険及び雇用保険）における加入の有無欄が1つでも「無」と記載されている場合で、社会保険等に加入している事業所は、加入状況を確認できる書類を、社会保険等の適用を受けない事業所は、申立書に必要事項を記入し、押印のうえ提出すること。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、社会保険等の加入が「有」または「除外」と記載されている場合は、提出不要。

社会保険等の加入を確認できる書類

…直近の保険料の領収書、適用通知書（健康保険・厚生年金保険）、雇用保険適用事業所設置届事業所主控、直近の標準報酬決定通知書等

- ・コピーでの提出可。

申立書

- ・原本のみ有効。

③技術職員名簿

- ・コピーでの提出可。
- ・名簿には本店または委任を受けた支店・営業所の職員についてのみ記入すること。

6. 申請内容の変更

申請内容についての変更があったときは、市の様式「変更届」により、その都度必ず届出してください。

※様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。

(https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/keiyaku/simeinegai_henkou.html)